

○幕別町高校生海外研修派遣事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の高校生を海外に派遣し、海外の生活を体験させることにより外国の生活、文化、教育及び自然などに対する理解を深めるとともに、語学、国際マナー等を学び、国際的視野を広め、将来国際社会に貢献できる人材を育てるために、幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する幕別町高校生海外研修派遣事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(研修先)

第2条 研修先は、オーストラリア連邦とする。

(研修内容)

第3条 研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校体験研修
- (2) 視察研修
- (3) 民泊研修

(研修参加資格)

第4条 研修に参加する者（以下「研修生」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幕別清陵高等学校に在学する高校1年生
- (2) 外国の歴史及び生活文化に高い関心を持っている者
- (3) 校内及び校外活動に積極的に活動している者
- (4) 協調性に富み、心身共に健康で幕別町の生徒代表としてふさわしい者

(参加定員)

第5条 研修生の参加定員は、3人とする。

(応募方法)

第6条 研修に参加しようとする者は、教育委員会が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を学校長に提出しなければならない。

- (1) 参加申込書
- (2) 参加アンケート
- (3) 「研修に期待すること」作文（800字程度）

(学校長の推薦)

第7条 学校長は、前条に規定する書類の提出があった者の中から、第4条に規定する研修参加資格を満たす者を教育委員会に推薦する。なお、推薦にあたっては、教育委員会が別に定める期日までに、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 所属学校長の推薦書
- (2) 生徒健康診断票
- (3) 参加申込書
- (4) 参加アンケート
- (5) 「研修に期待すること」作文（800字程度）

(研修生の決定)

第8条 教育委員会は、前条の規定により推薦された者（以下「推薦者」という。）の中から、教育委員会が行う面接審査により研修生を決定する。

2 推薦者が参加定員に満たない場合は、欠員とする。

(研修生決定の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による決定をした後に研修生が第4条に規定する研修参加資格を欠くこととなった場合は、その決定を取り消すことができる。

(事前事後研修)

第10条 研修生の決定を受けた者は、教育委員会の実施する事前事後研修を受けなければならない。

(研修報告)

第11条 研修生は、海外研修終了後に研修報告として研修感想文を教育委員会にすみやかに提出しなければならない。

(研修経費の助成)

第12条 教育委員会は、対象事業に要する研修経費から自己負担金8万5千円を控除した額を研修生の保護者に助成するものとする。

2 研修生が出発日前30日以内に第9条に規定する研修生決定の取消しになった場合は、自己負担金は原則として返却しないものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。